京城日報 朝刊
發行所 合資會社京城日報社

朝鮮食糧管理令公布さる

食糧の需給を確保 全鮮にわたり統一操作

戰力增强並に國民生活安定の基礎をなす食糧の需給を確保するため總督府では第八十二議會に十八年[illegible]を經て既に食糧國家管理の財政的措置を決定したが、管理の行政[illegible]朝鮮食糧管理令を九日附制令を以て公布した、本令は[illegible]委託に關する規程(二)主要食糧の買入又は[illegible]製造、檢査、配給、その他消費及び移[illegible]業務、機構、資金等に關する規程(四)處罰[illegible]の全鮮統一操作を行はんとする劃期的施策[illegible]場株式會社令、朝鮮米穀配給調整令の三制令を廢止し、これ[illegible]會社、各道糧穀會社、穀物檢査所等を解散吸收するものである[illegible]營團設立に伴ふ官制設置等の事を要するので本令の施行に關し[illegible]說明並に本令は左の如くである

相携へて挺身

戰力增强と國民生活安定が基調 田中總監、趣旨を闡明

[illegible]

朝鮮食糧管理特別會計の設置

[illegible]ものより、麥類に在つては昭和十九年產のものより之を實行する豫定である

(2)政府は其の買入れたる食糧を食糧配給計畫に基き原則として近く設置を見るべき朝鮮食糧營團をして鮮內に配給又は輸移出せしむるものである

(3)食糧の買入代金は內地、臺灣又は外國より直接買入れる場合を除くの外朝鮮食糧證券を以て支拂ふことになつて居るのであるが實際上は生產者又は供出者には直接證券を交付せず現金を以て支拂はれる筈である

食糧行政機構整備

(1)食糧國家管理制度施行の爲總督府に於ける之に關する機構を整備すると共に各道に食糧管理所(假稱)を設置して食糧の買入、賣渡、檢査等國家管理の現業事務を處理せしむる豫定である

(2)從來の穀物檢査所の本所は之を總督府に、その支所及び出張所は之を食糧管理所に統合せらるゝ豫定である

食糧管理令に就て

(1)管理の對象 本令に於ては米、麥類及び粟の外主要なる食糧の全部に亘り統制の對象と爲し得るの態勢を執つた

(2)政府買入の方法 管理の對象と爲るものは主要食糧の殆ど全部に亘るのであるがその中でも米、麥類及び粟に付てはその生產者等に對し行政官廳の定むる一定の自家消費量を保有せしむると共に右以外は擧げて政府に賣渡すの制度を確立したるのみならず朝鮮の特殊事情に鑑み米、麥類及び粟以外の食糧に付ても必要に應じ米、麥類及び粟に準じ國家管理の對象と爲し得るの綜合食糧政策の基準を確立し以て消費者、生產者等の食生活の安定を圖らんとした

(3)主要食糧の檢査 朝鮮穀物檢査令を廢し新に本令に基き主要食糧の檢査に關する規則を定めることとしたのである、即ち從來の穀物檢査所は所謂第三者檢査とし搬出檢査をして來たのであるが今後政府が買入を爲す爲の所謂收納檢査に重點を置き生產者等が政府に賣渡すべき主要食糧等に付檢査を受くべきこととした次第である

(4)買入及び賣渡の價格 米、麥類其の他の主要食糧に對する政府の買入の價格及び消費價格は夫々生產費又は家計費及び物價其の他の經濟事情を參酌して之を定むることとし以て國民經濟の安定を圖ることとした

(5)朝鮮食糧營團の設立 從來朝鮮米穀市場株式會社及び各道の糧穀株式會社をして食糧の操作を爲さしめ來つたのであるが今回此等を孰れも發展的に解消せしめ食糧國家管理制度確立に伴ふ强力なる食糧操作機關として新に朝鮮食糧營團を設立し食糧操作の圓滑を期すると共に國民の信倚に應ずることとしたのであるが本營團は內地の夫れと異り配給事業の外專荷事業をもいたせしめたるのみならず、其の組織は全鮮一元的のものとし以て政府の特別會計と相俟つて配給及び價格の合理化を期することとしたる次第である、尙各道には夫々營團支部を設置し支部の業務に付ては朝鮮總督の外道知事も亦監督に當ることとした

(6)非常時用食糧の貯藏 朝鮮食糧營團をして非常時に必要なる食糧を貯藏せしめ緊急の事態に備へしむることとした

食糧國家管理制度の概要並に朝鮮食糧管理令の要項は以上の通りであるが本制度實施の目的完遂は一に掛つて半島一般民衆の協力如何に存するのであるから、宜しく本制度實施の精神に應へ相携へて決戰下負荷せられたる食糧政策の完遂に挺身するの氣魄を以て全幅の協力を效されんことを切望する次第である【寫眞=田中總監】

朝鮮食糧管理令

第一條 本令は國民食糧の確保及び國民經濟の安定を圖る爲食糧を管理し其需給及び價格の調整並に配給の統制を行ふことを目的とす

第二條 本令に於て米麥等とは米穀、大麥、裸麥、小麥及び粟を謂ひ主要食糧とは米穀等及び朝鮮總督の定むる其の他の食糧を謂ふ

第三條 米麥等の生產者及び小作料(朝鮮總督の定むる其の他の給付を含む以下同じ)として米麥等を受くる者は朝鮮總督の定むる所に依り其の生產し又は小作料として受けたる米麥等にして朝鮮總督の定むるものに付朝鮮食糧營團に對し之を政府に賣渡すべき旨の委託を爲すべし

第四條 前條に掲ぐる者は其の生產し又は小作料として受けたる米麥等にして同條の規定に依り賣渡の委託を爲すべきもの以外のものに付ては朝鮮總督の定むる所に依り朝鮮食糧營團に對し之を政府に賣渡すべき旨の委託を爲すの外之を賣渡すことを得ず、但し朝鮮總督の定むる場合は此の限に在らず

第五條 朝鮮食糧營團前二條の規定に依り米麥等の政府に對する賣渡の委託を受けたるときは朝鮮總督の定むる所に依り之を政府に賣渡すべし

第六條 前三條の規定に依り政府が米麥等を買入るる場合の價格は生產費及び物價其の他の經濟事情を參酌して朝鮮總督之を定む

第七條 朝鮮總督は第三條に掲ぐる者に對し同條の規定に依り賣渡の委託を爲すべき米麥等の保管に關し必要なる命令を爲すことを得

第八條 政府は其の買入れたる米麥等を朝鮮食糧營團又は朝鮮總督の指定する者に賣渡すものとす
前項の場合に於ける政府の賣渡の價格は家計費及び物價其他の經濟事情を參酌して朝鮮總督之を定む

第九條 政府は食糧管理上必要ありと認むるときは米麥等以外の主要食糧の買入又は賣渡を爲すことを得、第三條、第五條、第七條及び前條第一項の規定は前項の規定に依り政府が買入又は賣渡を爲す場合に之を準用す、第一項の場合に於ける政府の買入又は賣渡の價格は時價に準據して朝鮮總督之を定む

第十條 政府は食糧管理上必要ありと認むるときは主要食糧の輸入若は移入を目的とする買入又は輸出若は移出を目的とする賣渡を爲すことを得、前項の場合に於ける政府の買入又は賣渡の價格は朝鮮總督之を定む

第十一條 政府は必要ありと認むるときは主要食糧の貸付若は交付又は貯藏、交換、加工若は製造を爲すことを得

第十二條 第三條に掲ぐる者は同條又は第四條の規定に依り賣渡の委託を爲すべき米麥等に付朝鮮總督の定むる所に依り檢査を受くべし、前項に定むるものを除くの外朝鮮總督は必要ありと認むるときは主要食糧に付檢査を受くべきことを命ずることを得

第十三條 朝鮮總督は特に必要ありと認むるときは其の定むる所に依り主要食糧の販賣を業とする者又は其の團體に對し主要食糧の配給に關し必要なる命令を爲すことを得

第十四條 精米又は精麥の設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする者は朝鮮總督の定むる所に依り許可を受くべし

第十五條 朝鮮總督は特に必要ありと認むるときは其の定むる所に依り主要食糧の價格、加工賃又は製造の料金に關し必要なる命令を爲すことを得

第十六條 主要食糧を輸入又は移入したる者は朝鮮總督の定むる所に依り其の輸入又は移入したる主要食糧を政府に賣渡すべし、前項の場合に於ける政府の買入價格は朝鮮總督之を定む

第十七條 朝鮮總督は特に必要ありと認むるときは本令に定むるものを除くの外朝鮮總督の定むる所に依り主要食糧の加工、製造、讓渡其の他の處分、使用、消費及び移動に關し必要なる制限を爲すことを得

第十八條 主要食糧の生產量、生產高、現在高及び移動の調査、家計費の調査其の他主要食糧の管理を行ふ爲必要なる調査に關し必要なる事項は朝鮮總督之を定む、朝鮮總督は其の定むる所に依り前項の調査を行ふ爲必要なる報告を徵し又は當該官吏若は吏員をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第十九條 朝鮮食糧營團は朝鮮總督の定むる食糧配給計畫(各道知事の定むる地方的食糧配給計畫を含む)に基き主要食糧を配給すると共に朝鮮總督の指定する食糧を貯藏する爲必要なる事業を行ふことを目的とす

第廿條 朝鮮食糧營團は法人とす、朝鮮食糧營團は、主たる事務所を京城府に置く、朝鮮食糧營團は各道毎に從たる事務所として支部を設置す、前項に定むるものの外朝鮮食糧營團は朝鮮總督の認可を受け必要の地に從たる事務所を設置することを得

第廿一條 朝鮮食糧營團の資本は三千萬圓とし之を六十萬口に分ち一口の出資金額を五十圓とす、但し資本は朝鮮總督の認可を受け之を增加することを得、政府は千萬圓を限り朝鮮食糧營團に出資す、前項の出資は國債證券を交付して之を爲すことを得、前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は政府の定むる所に依る

第廿二條 朝鮮食糧營團は定款を以て出資者の資格を制限することを得

第廿三條 朝鮮食糧營團に非ざる者は朝鮮食糧營團又は類似の名稱を用ふることを得ず

第廿四條 朝鮮食糧營團は出資に對し出資證券を發行す、出資證券に關し必要なる事項は朝鮮總督之を定む

第廿五條 朝鮮食糧營團の出資者の責任は其の出資額を限度とす、出資者は朝鮮食糧營團に拂込むべき出資額に付相殺を以て之に對抗することを得ず

第廿六條 出資者は朝鮮食糧營團の承認を經て其の持分を讓渡することを得

第廿七條 拂込を怠りたる出資者に對し朝鮮食糧營團が一月以上の相當の期間を定め拂込の請求を爲したるに拘らず出資者が拂込を爲さざる時は朝鮮食糧營團は朝鮮總督の認可を受けその出資者の持分を處分することを得、朝鮮食糧營團は持分の處分に依りて得たる金額より滯納金額及び定款を以て定めたる違約金の額を控除したる金額を從前の出資者に拂戾すことを要す、持分の處分に依りて得たる金額が滯納金額に滿たざる場合に於ては朝鮮食糧營團は從前の出資者に對し不足額の辨濟を請求することを得、前三項の規定は朝鮮食糧營團が損害賠償及び定款を以て定めたる違約金の請求を爲すことを妨げず、出資者が第一項の期間內に拂込を爲さざるときは朝鮮食糧營團は其の出資者に對し二週間以內に出資證券を朝鮮食糧營團に提出すべき旨を通知することを要す、此の場合に於て提出なき出資證券は其の效力を失ふ、前項の場合に於ては朝鮮食糧營團は遲滯なく其の出資者の氏名及び住所を公告することを要す

第廿八條 朝鮮食糧營團は定款を以て左の事項を規定すべし、(一)目的(二)名稱(三)事務所の所在地(四)資本金額、出資及び資產に關する事項(五)役員及び會議に關する事項(六)業務及び其の執行に關する事項(七)朝鮮食糧債券の發行に關する事項(八)會計に關する事項(九)公告の方法、定款は朝鮮總督の認可を受け之を變更することを得

第廿九條 朝鮮食糧營團は朝鮮總督の定むる所に依り登記を爲すことを要す、前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

第卅條 朝鮮食糧營團の解散及び清算に關し必要なる事項は別に之を定む

第卅一條 朝鮮民事令に於て依ることを定めたる民法第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十五條及び第五十七條並に非訟事件手續法第卅五條第一項の規定は朝鮮食糧營團にこれを準用す

第卅二條 朝鮮食糧營團に理事長、副理事長各一人、理事十五人以上及び監事二人以上を置く

第卅三條 理事長は朝鮮食糧營團を代表しその業務を總理す、副理事長は理事長事故あるときはその職務を代理し理事長缺員のときはその職務を行ふ、副理事長及び理事は理事長を輔佐し定款の定むる所に依り朝鮮食糧營團の業務を分掌し又は之に參與す、監事は朝鮮食糧營團の業務を監査す

第卅四條 理事長、副理事長、理事及び監事は朝鮮總督之を命ず、理事長、副理事長の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は二年とす

第卅五條 理事長、副理事長及び業務を分掌する理事は他の職業に從事することを得ず、但し朝鮮總督の認可を受けたるときはこの限に在らず

第卅六條 朝鮮食糧營團に評議員若干人を置き朝鮮總督之を命ず、評議員は事業經營に關する重要事項に付理事長の諮問に應じ必要あるときは之に對し意見を述ぶることを得、評議員は名譽職としその任期は二年とす

第卅七條 朝鮮食糧營團は左の事業を行ふものとす(一)政府に對する主要食糧の賣渡の受託(二)朝鮮總督の指定する主要食糧の買入及び賣渡(三)朝鮮總督の指定する食糧の貯藏(四)主要食糧の加工及び製造(五)前各號の事業に附帶する事業(六)前各號の外朝鮮食糧營團の目的達成上必要なる事業、朝鮮食糧營團前項第五號又は第六號の事業を行はんとするときは朝鮮總督の認可を受くべし、朝鮮食糧營團は朝鮮總督の認可を受くるに非ざれば其の事業の全部又は一部を廢止又は休止することを得ず

第卅八條 朝鮮總督は朝鮮食糧營團に對し主要食糧の配給上必要なる事業を行ふべきことを命じ其の他業務に關し公益上必要なる命令を爲すことを得

第卅九條 朝鮮食糧營團は販賣の目的を以て買入るる者に主要食糧を賣渡すときは朝鮮總督の定むる所に依り其の認可を受け當該主要食糧の販賣に關し必要なる事項を指示することを得、朝鮮總督は必要ありと認むるときは前項の者に對し同項の指示に從ふべきことを命ずることを得

第四十條 朝鮮食糧營團は拂込資本金額の五倍を限り朝鮮食糧債券を發行することを得

第四十一條 朝鮮食糧債券は額面金額五十圓以上とし無記名式利札附とす、但し應募者又は所有者の請求に依り記名式と爲すことを得

第四十二條 朝鮮食糧營團は朝鮮食糧債券借換の爲一時第四十條の制限に依らず朝鮮食糧債券を發行することを得、前項の規定に依り發行したるときは發行後一月以內に其の發行額面金額に相當する舊朝鮮食糧債券を償還すべし

第四十三條 朝鮮食糧營團に於て朝鮮食糧債券を發行せんとするときは朝鮮總督の認可を受くべし

第四十四條 朝鮮食糧債券の消滅時效は元金に在りては十五年、利子に在りては五年を以て完成す

第四十五條 朝鮮食糧債券の所有者は朝鮮食糧營團の財產に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す、前項の規定は朝鮮民事令に於て依ることを定めたる民法の一般の先取特權の行使を妨ぐることなし

第四十六條 朝鮮所得稅令及び朝鮮資金利子稅令中國債以外の公債に關する規定は朝鮮食糧債券に之を準用す

第四十七條 第四十條乃至前條に規定するものを除くの外朝鮮食糧債券に關し必要なる事項は朝鮮總督之を定む

第四十八條 朝鮮食糧營團の事業年度は每年四月より翌年三月迄とす

第四十九條 朝鮮食糧營團は設立の時及び每事業年度の初に於て財產目錄、貸借對照表及び損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備へ置くことを要す

第五十條 剩餘金の處分は朝鮮總督の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第五十一條 朝鮮食糧營團は其の資本金額の四分の一に達する迄は每事業年度に於て準備金として剩餘金の百分の八以上を積立つべし、前項の準備金は朝鮮總督の定むる場合を除くの外之を使用することを得ず

第五十二條 朝鮮食糧營團は拂込みたる出資金額に對し朝鮮總督の定むる割合を超えて剩餘金の配當を爲すことを得ず朝鮮食糧營團は朝鮮總督の認可を受け政府の出資に對し剩餘金の配當を減額し又は之を爲さざることを得

第五十三條 朝鮮食糧營團は朝鮮總督之を監督し其の支部の業務に關しては道知事も亦之を監督す

第五十四條 朝鮮總督は朝鮮食糧營團に對し業務及び財產の狀況に關し報告を爲さしめ、檢査を爲し其の他監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得、道知事は朝鮮食糧營團の支部の業務に關し報告を爲さしめ其の他必要なる指示を爲すことを得

第五十五條 朝鮮總督は朝鮮食糧營團監理官を置き朝鮮食糧營團の業務を監視せしむ、朝鮮食糧營團監理官は何時にても朝鮮食糧營團の業務及び財產の狀況を檢査することを得、朝鮮食糧營團監理官は必要ありと認むるときは何時にても朝鮮食糧營團に命じ業務及び財產の狀況を報告せしむることを得、朝鮮食糧營團監理官は朝鮮食糧營團の諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

第五十六條 理事長、副理事長、理事又は監事が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは朝鮮總督は之を解任することを得

第五十七條 朝鮮總督は其の定むる所に依り本令に規定する職權の一部を道知事に委任することを得

第五十八條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す(一)第三條(第九條第二項に於て準用する場合を含む)、第四條又は第十六條第一項の規定に違反したる者(二)第七條(第九條第二項に於て準用する場合を含む)、第十三條又は第十五條の規定に依る命令に違反したる者

第五十九條 前條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第六十條 第十七條の規定に依る命令に違反したる者は一年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

第六十一條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す(一)第十四條の規定に違反したる者(二)第三十九條第二項の規定に依る命令に違反したる者

第六十二條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す(一)不正の手段に依り第十二條の規定に依る檢査を受け又は受けんとしたる者(二)第十二條第二項の規定に依る檢査を受けざる者(三)第十八條第二項の規定に依る報告を怠り又は虛僞の報告を爲したる者

第六十三條 第十八條第二項の規定に依る當該官吏又は吏員の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す

第六十四條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關し第五十八條又は第六十條乃至第六十二條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑を科す

第六十五條 朝鮮食糧營團の理事長、副理事長、理事、監事又は使用人其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求し若は約束したるときは三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す、因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す、前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す、若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徵す

第六十六條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付し又は之を提供し若は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す、前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第六十七條 朝鮮食糧營團本令若は本令に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは理事長又は理事長の職務を行ひ若は代理する副理事長若は理事を五千圓以下の過料に處す[illegible]と亦同じ

第六十八條 朝鮮食糧營團の理事長、副理事長又は業務を分掌する理事第卅五條の規定に違反し他の職業に從事したるときは千圓以下の過料に處す

第六十九條 第廿三條の規定に違反し朝鮮食糧營團又は類似の名稱を用ひたる者は千圓以下の過料に處す

附則

第七十條 本令施行の期日は各規定に付朝鮮總督之を定む

第七十一條 左に掲ぐる制令は之を廢止す(一)朝鮮穀物檢査令(二)朝鮮米穀市場株式會社令(三)朝鮮米穀配給調整令、前項に掲ぐる制令廢止前當該制令の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍從前の例に依る、第一項に掲ぐる制令の廢止に關し必要なる規定は朝鮮總督之を定む

第七十二條 朝鮮總督は設立委員を命じ朝鮮食糧營團の設立に關する事務を處理せしむ

第七十三條 設立委員は定款を作成し朝鮮總督の認可を受くべし、朝鮮總督は前號の認可を爲したるときは第三十七條第一項に掲ぐる事業と同種の事業を行ふ株式會社にして朝鮮總督の指定するもの及び朝鮮米穀市場株式會社に對し其の解散を命ずることを得、前項の命令を受けたる株式會社は朝鮮食糧營團成立の時解散するものとし其の權利義務は朝鮮食糧營團之を承繼す、此の場合に於ては他の法令中解散及び清算に關する規定は之を其の株式會社に適用せず

第七十四條 前條第一項の認可ありたるときは設立委員は朝鮮總督の定むる所に依り同條第二項の命令に係る株式會社の株式にして朝鮮米穀市場株式會社以外の者の所有に係るものに朝鮮食糧營團の出資を引當つべし、設立委員は政府の引受けたる出資及び前項の規定に依り引當てたる出資を控除したる殘餘の出資に付出資者を募集すべし

第七十五條 設立委員は出資者の募集を終りたるときは出資申込書を朝鮮總督に提出し其の檢査を受くべし、設立委員は前項の檢査を受けたる後出資第一回の拂込を爲さしむべし、出資第一回の拂込完了したるときは出資者の總會を招集すべし、前項の總會終結したるときは設立委員は其の事務を朝鮮食糧營團理事長に引渡すべし、理事長前項の事務の引渡を受けたるときは理事長、副理事長、理事及び監事の全員は主たる事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし、朝鮮食糧營團は設立の登記を爲すに因りて成立す

第七十六條 本令に規定するものを除くの外朝鮮食糧營團の設立及び第七十三條第二項の命令に係る株式會社の解散に關し必要なる事項は朝鮮總督之を定む

第七十七條 朝鮮登錄稅令中左の通改正す、第三條の三第一項中『朝鮮農地開發營團』の下に『又は朝鮮食糧營團』を、『朝鮮農地開發債券』の下に『又は朝鮮食糧債券』を加ふ、第四條の六を削り第四條の七を第四條の六とし第四條の八を第四條の七とす、第七條第七號中『朝鮮農地開發營團、』の下に『朝鮮食糧營團、』を、『朝鮮農地開發營團令、』の下に『朝鮮食糧管理令、』を、『朝鮮農地開發債券』の下に『朝鮮食糧債券』を加ふ

第七十八條 印紙稅令中左の通改正す、第一條第二項但書中『朝鮮農地開發營團令又は朝鮮金融組合聯合會令』を『朝鮮農地開發營團令、朝鮮食糧管理令又は朝鮮金融組合聯合會令』に[illegible]改む

第七十九條 第二十三條の規定施行の際現に朝鮮食糧營團又は類似の名稱を使用する者は同條の規定施行後六月以內に其の名稱を變更することを要す、第六十九條の規定は前項の期間內之を同項の者に適用せず

反樞軸軍の無差別爆擊に 萬國赤十字聯盟が中止を要請

【ジユネーブ七日同盟】反樞軸空軍は最近歐洲大陸に對し非人道的な無差別爆擊を繰返してゐるがジユネーブの萬國赤十字社聯盟では七月廿四日附通牒をもつて交戰各國政府に對し左の如く要請した旨七日發表した

萬國赤十字社聯盟は戰爭に伴ふ恐怖、困難および不正に關聯してその見解を言葉に非ず行動によつて不斷に表明して來た、しかして一九三九年今次大戰勃發當初および一九四〇年三月十二日昨年五月十二日の三回に亘つて交戰國に對し戰爭手段を傳統的概念に從つて人道化するやう要請した、しかしいまや又再び此要請を想起せしめる必要に迫られてゐる、今日聯盟は全交戰國に對し、軍事的必要內に限られ、不當なる戰爭行爲および非戰鬪員の保護の保證を實行し、不必要な破壞行爲さらに國際法規に違反する如き戰鬪方法の適用を中止するやう聲を大にし、かつ緊急に要望するものである

以上は最近反樞軸軍の暴虐に對し注意を喚起したものと見られる

社說 開かれた門と重大責務

敵屍千三百餘 山西省境七月の戰果

わが荒鷲敵貨物船を擊沈

吉田司令長官巡視

新造船を英に讓渡

ソ聯第二戰線强要 英米ソ三國近く會談か

援ソ補給路

ソの突破企圖粉碎

戰車と大砲が主要武器 注目すべきソ聯の火砲生產量

對伊和平提議 英外相否認

ニューギニヤ戰線の戰略的意義

月曜特輯

密林中に日米血戰

勝利の駒を進める皇軍

ニューギニヤ戰線〇〇にて小野田同盟特派員發】皇軍が未開の秘境、わが本州の三倍を有する廣大なる大島嶼『ニューギニヤ』に決戰場をもとめ、戰史未曾有の雄大果敢な敵前上陸を敢行してから早くも一年半、今日ではやうやく日米の雌雄を決する大作戰が長期持久決戰的様相を描きつつ南太平洋の大原始林中に露呈しはじめた、しかもこの忠勇果敢な皇軍將兵は素朴單純なメラネシヤ系の原住民を唯一の友として、妖鳥怪獸、マラリヤ熱帶風土病、また千古斧鉞を入れぬ大原始林、多濕の氣候など大自然の絶大な苦難と尊い犠牲を拂ひながらも着々克服奏功しつつある、而して敵はソロモン群島、豪洲方面の猫額の諸島に航空基地を建設し、更に數量を唯一の恃みとして反攻據點を急速に設置しつつあるとき、われもまたこれを飽くまでも擊破進擊すべく敵が呼號の反攻の手を封じなければならぬ、かくてニューギニヤ日米決戰場こそはその戰略的價値において如何なる犠牲を賭しても確保しなければならないのだ、以下はニューギニヤ戰線にじつくりと腰を据へ、四つに組んだままの態勢で逐次『勝利の駒』を一歩一歩進める現段階の様相に就いて第一線の〇〇部隊長に聽取し得た談話である

ニューギニヤの戰略的意義 大東亞戰以來、わが軍が逸早やに收めた豐富な資源を有つ大東亞諸地域を、いかにしても奪還せんと敵の死にもの狂ひの遮二無二の反攻は、まづ西南太平洋ソロモン群島の一角ガダルカナル島に展開された、然るに神速機敏な皇軍はガダルカナル島の次期新作戰の巧妙な確立とともにニューギニヤ戰線の『ブナ』方面の轉進と同時に勇壯巧妙なる轉進作戰を一瞬の間に強行してしまつた

かくてニューギニヤ戰線に於てはブナの轉進に間髪を入れず、今や新たなる構想のもとに必勝の戰闘が嚴然打ち樹てられた、しかしもしニューギニヤをいま失はんか、忽ち敵の兇刃はこの地を基盤とし持ち前の尨大な物資力を全面的に傾注して南方共榮圏諸地域と本土を連ねる輸送路を危殆に瀕せしめ剰へ内南洋諸島へその魔手をのばすことは必然であらう、故にこれらを磐石の安泰に置くと共に敵の一大火藥庫『豪洲大陸』に破邪顯正の劍を突き刺し、大東亞戰爭に一段階を劃さねばならないのだかくて卓拔せるわが新作戰は幾多の艱難困窮を克服し、これに陰となり日向となつて必殺の劍を突き刺す海軍との協力とに益々優位なる態勢を整へ、決戰につぐ決戰をもつて敵殲滅に突進んでゐるのである

地形 ニューギニヤを一口に言へば野蠻未開、交通皆無で廣大な土地とは言へ、拓かれた地圖上の極く一部分の地は恰もニューギニヤ大陸とは分離された離れ小島のやうなものである、島の中央を走るオーエンスタンレー山脈は年中雪をいただき、カイゼウイルヘルム山脈(中央山脈)が北側一帶に東西に走つてゐる、河川は測り知れぬ神祕の多くの謎を雄渾な水量に深く包んで、四方に流れ、なかでも四大主流セピック、フライ、マンベラモ、チゴール河は彼我戰略上重要な位置を占めてゐる

これらの諸河川は優に一千噸の船舶が相當奥地深くまで航行でき、利用價値は絶大なものがある、大體北側は聳立する幾多の丘と濕地帶である、南側は一帶に開けた緑の山嶽で、雨量は北方が十一月から翌年の五月にかけてであるが南方ではこれとほゞ逆である、特に雨の多いのはフインシュハーフエンエダン近邊で、一年を通じ降雨量は東京の約三倍ほどもある、また敵基地モレスビーはニューギニヤの中でも雨量の僅少な地として知られてゐる

氣温は最高卅六度で平均温度は三十度前後だが、これは平均のことで、山脈附近になると朝夕十二三度から日中卅五度となつてゐる、高原地帶は日中廿五、六度から卅度でいとも凌ぎ易い優良地である

物資資源 全島は原始林に蔽はれヤシ、バナヽ、パパイヤ、マンゴー、カボツクなどの有用植物は稀である、ヤシはマダン、ウエツク近くに少々植林してゐる程度、農産物は殆ど皆無といつて差支へない

米穀の栽培は曾てマダンに近接のアレキス教會で栽培したことがあつたが、害蟲、未熟練などでやめてしまつたことがある、そのときの稻穗の長さは一尺五寸もあつたほどであるから高度に發達したわが古來からの農法を取入れるならば、二毛作、三毛作は必成である、鑛物資源は現在のところ金以外になく、ワウ附近では砂金が産出される

魚類は戰前主として日本人が手をつけたほかは誰一人これを開拓したことはなく無盡藏の寶庫とされてゐる、魚類の中でも特にジユゴン(人魚)鰐が豐かで外に鸚や鴫も多く棲息してゐる

ニューギニヤ島を百四十一度の線で劃し、西は蘭領東南は英領であるが、人口はパプア族原住民百八十萬のうち百二十萬が西側にゐる、戰前の外人の數は政府の役人、砂金漁り、宣教師など併せて一萬足らずだつた

政治 一九三九年豪洲政府が國際聯盟に提出した調査報告によれば、山中は未踏地域とし空白になつてゐるから、統治は海岸地帶と大河川の流域等の部分にのみ施されてゐたやうである、首府をニューブリテン島のラバウルに置き、豪領では豪人ニューギニヤ總督のもとに州長官、その管下に出張所があり統治方法は原住民の酋長を極度に巧妙な手段で利用してゐた

酋長には極く低い權限が與へられてゐた丈で無論無報酬である例へば部落に傳染病患者が發生したとき届けねばならぬなど專ら衞生にのみ右の如き權限が附與されてゐる、部落には酋長助役、レクターボーイが任命されてゐるが、なかには二十部落をも統轄する大酋長もゐる、豪洲役人は少數とは言ひ乍らも豪洲大學を卒へた者のうち嚴密な試驗に通つたもののみが選ばれて任命されるから、秀れた者のみがこれに當る

原住民に對する統治の最大眼目は白人の搾取のための原住民勞働者保護と保健、しかし原住民の叛亂を懼れ、武器の携帶はじめ酒、阿片を禁じてゐる、豪領における州はモロベ、マダン、セピツクの三州に大別されてゐる

ジャングル地帶を踏越えて敵陣に肉薄する我が勇士(南太平洋戰線日野特派員撮影・陸軍省檢閲濟)

科學的な榮養攝取

今日の急務は蛋白質の補給

三大榮養素の標準 食糧の增産を圖るとゝもに一方で十分に考へなければならぬことは榮養攝取の方法である、これは知識の普及と實踐如何によつて直ちに効果を擧げ得ることで、是非とも速かに實行に移さねばならぬ榮養攝取の科學的方法は、先づ從來の榮養攝取法の缺陷を突き止め、その是正から始めなければならぬ、三大榮養素である澱粉、蛋白質、脂肪について見ると、我が國民は澱粉のみの攝りかたが非常に多く、蛋白と脂肪が少いといふ缺陷がある、これは農民において特に著しいが、中産階級を通じてもその傾向がある

これら三榮養素の割合は、澱粉七四、蛋白一八、脂肪八といふのが標準であるが、我が國民の食物を平均すると、それ〳〵八四、一二、三となつてゐる、尤もこれは大正十四年の調査で、その後幾分改善されたにしても標準比率との間にはまだ〳〵開きがあり、殊に今日では幾分後退してゐるかもしれない

動物性蛋白の補給 近時の一派の學説によると、脂肪は成年期までは必要であるが、中年以後は却つて有害無益といふから、暫くこれは除外して、蛋白だけについて考へると、その不足を補ふにはどうすればよいか、所要蛋白のうち少くとも三分の一は動物性蛋白を攝らねばならぬといふことは、今日の定説となつてゐるが、事實工場などで實驗すると、忽ち效果が現れるのである、然るに我が國民は從來、不足蛋白の大部分を植物に仰いでゐた、即ちその四〇%を米から、その他を雜穀、大豆(特に味噌の形で)から攝つてゐたので、獸肉魚介からは極く微量であつたのである、そこで現在最も肝要なことは動物性蛋白の攝取量を多くすることである

粉末鰮の利用 ところで獸肉は少いから、魚肉で補ふことが先づ考へられるが、魚類のうち最も簡單でそして多量に得られるものとして鰮が推奨される、戰前の調査によると、水産物の收穫高約十億萬貫のうち、半分が鰮であるが、戰時下といへども、鰮の入手はさして困難ではあるまい、鰮は一時に大量に漁獲されるから、その保存が問題である

これは乾燥して粉末にし脂肪を除く方法が考案されてゐる、粉末をそのまま食べてもよいが、理化學研究所では、これを小麥に混ぜてパンを造り、理研パンと稱して薦めてをり今日では相當に普及してゐる、特に獨身者學童等に對する動物蛋白の簡單な補給法としては絶好である

蛹を原料の代用食 最近は鰮の漁獲も、船や油などの關係で減つてゐるので、更に二段構への方法として蠶の蛹の利用が、これも理研で考案されてゐる、全國で産出する蛹は、大體八九千萬貫に對して六七千萬貫と見積られてゐて、それを乾燥すると二千萬貫ぐらゐになる、蛹は蛋白質の他、脂肪とビタミンB2が多量に含まれ

勿論これは鰮のやうに挽いて食ふことはできない、脂を除いて殺菌し、ビタミンを抽出し、それは榮養劑にするか、或は蛋白とビタミンを混ぜた一種の榮養食糧にするか、いづれにしても鰮の場合の如く粉末にしてパンに混ぜるのである、なほこの蛹パンを完全に食糧にするには、前記の鰮の粉末を五%ぐらゐ混ぜ、更に無機成分と酵母とを適量に加へるとビタミンが一層多くなり、ほぼ理想的なものとなる

かやうにパンにすることは普及性からいつても又製造工程においても至極よい方法であるが、その基本原料である小麥粉は收穫が減少する傾向があるから、その代用物を考へなければならぬ、それには先づ甘藷類がある、即ちそれを三四割小麥に混ぜるのである、しかしこの場合は特にカルシウムを加へる必要があるが、それには海藻類、特に淺草海苔がよいが、海苔は少いから昆布を用ひる、そこで鰮、小麥、蛹昆布、酵母の合成パンとなるわけであるが、これは動物蛋白、脂肪、ビタミンA、B、C、D、カルシウムの含有形態において殆ど百パーセントの榮養を備へてゐるといつてよい

パンの實効顯著

ビタミンとカルシウムは不可缺

理研ではこのパンを試作して試驗的に毎日四、五十人の所員に食べさせた、即ちこれを晝食に與へ試驗中は家庭の朝夕のほか、他で食物を攝らぬやうにした、そして毎日一定時に體重を計つたが、一ケ月試驗した結果は、體重最高二百匁、普通二三百匁の增加を示し、減じたものは一人もなかつた、これはパンそのものの效に止まらず、そのうちに全部揃つてゐるビタミンが、家庭における食物の缺陷を補ひ、その吸收を良好ならしめたからでもある

"遊休は敵である"

日本女性よ進んで職場に急げ

戰爭が擴大、長期化するに從つて女子勞働力への關心は深まる、現にドイツでは男子一人に對し四人の割で女子工員が働いてゐるといふが各交戰國における働き得る女子の數はどんなものであらうか、ドイツでは十六歳から六十歳迄を可働年齢とし、女子總人口三千五百萬人中二千二百人を動員可働人口とみてゐる

米國では女子總人口六千五百萬人中十八歳から六十五歳迄を同働年齢としその數二千九百萬人、英國では女子總人口二千五百萬人中十六歳から四十四迄を可働年齢とし、一千百萬人、ソ聯では女子總人口九千萬人中十六歳から五十九歳迄を可働年齢とし五千三百人とみてゐる

次にこの動員狀況をみると英國一〇〇%、ドイツ七七%ソ聯七二%、米國五二%でその數英國一千一百萬人、ドイツ二千七百萬人、ソ聯三千八百萬人、米國一千五百萬人といふことである

米國の女子勞働力 世界戰史に未曾有の兵員および兵器の大消耗戰が臨時、隨所に展開されつゝある折から早くも人的資源の涸渇に惱む米國では、兵力增強に無理をする一方、軍需産業方面においても女子が男子勞働者に取つて代らんとする傾向が急速にして、かつ強烈である、なかんづく飛行機の製造に力瘤を入れる結果その方面における婦女子の動員には顯著なものゝあることを看過してはならない、例へば有名なダグラス航空機會社では現在、就業員のうち、約半分に近い四割五分までが女子工員だといはれる、一九四一年末における同社の女子就業員數が男子のそれに比較し、僅かに一パーセントにも足らなかつた事實にかんがみて、何といふ格段の相違であらう、ダグラス會社の場合はその點で代表的なものであるが、當今米國航空機生産方面に活動する女子工員の男子に對する比率は平均三割三分だから相當なものと言はねばなるまい

先ごろ調査發表されたところによると、軍需産業方面における最も重要な仕事の部門を種類別にすれば六百二十三種で、そのうち女子の手でやれない仕事といふのは、僅かに五十七種に過ぎないとのことである、もちろん飛行機は凡ゆる兵器工業のうちで最も尖端的であり、それだけに複雑した技術上の訓練を要するが、すでに前述のごとく女子が第一線に送られた男子に代つてその半數の空席を充たし

さらに今後の增産に拍車をかけつつあることが實證されたのだから、その分野における婦人の力量は、絶對に輕視さるべきではないであらう、尤も多分に筋肉勞働を必要とする方面の勞役ならびに精密器具類の製造には婦人が適當ではないといはれてゐる、しかし大體、體力よりか機械力を利用する傾向が著しいのでその點はあまり問題にならないわけである

また精密器具の製造に適しないのは、概して婦人に數學の素養が缺乏してゐる結果であらう、しかし近年、一般米國婦人の間に航空力學、幾何三角、物理、化學等々の研究が盛んになつて來つゝあるから、その方面の要求も、大體において充たされるに相違ないのである

さすれば現在、米國における十四歳以上の未婚および既婚婦人約五千萬人のうちから適當な者を選り拔いて、出征男子の代りに各産業部門に充當することにより、或る程度の人的資源難を解決し得るわけである

たゞし、今日の米國には産業方面に對する女子の大量動員に並行して、相當の社會問題が起つてゐる、その一つは家庭の主婦が男子に代つて各方面の職場に働かされ、特に軍需工業に狩り出されるため子女の訓育を顧みる餘裕がないことである、さうした結果當然不良少年少女の激增なる增加を招いてゐるといふ

獨逸の買溜重罰

ドイツの或る不心得の俄成金君は贅沢な手段でチーズとか鹹肉とかサラダ油とか種々様々な高級品を金と暇にあかして買ひ溜め、彼女はそれを台所の床下の藏庫に仕舞つておいたが、知らぬ間に床下を通つてゐる水道管が漏れ床下のコンクリートの溜りがすつかり水浸しになり、

椰子【30】

海野十三(作) 村上松次郎(繪)

不審(二)

加太郎は、妙な氣持をくつつけて、三百十三號室から引下つた。下の食料倉庫へ戻つてくると、そこでは森本老がいそがしさうに采配をふつてゐた。

『鮎は魚田がいいよ。鹽焼なんて一向面白くないね。鮎と味噌とは實によく合ふんだよ。鹽焼なんてものは、現地で毎日のやうにやつてゐるぢやないか。折角内地からやつてきて、いい味噌を仕入れたんだから、これを活かして使はなきやあ。ああいふ凝つた味を今更とかにや、内地へかへつて嘆がないといふもんだ。だから魚田にしませう』

白いエプロンを引摺るやうにして、厨房の入口に突立つてゐる三名の若い料理番が、離んで森本老の話を聽いてゐる。

『若いお客さんが多いから、フライの方がいいんぢやないですか』

一人が口を出した。

『なぜ君たちは、さういふ月並なものを喰べたがるんかなあ。たまにや、魚田みたいなものを喰べておかないと、日本人ばなれがしてくるよ。大きな盤で出すと、このたえが、その本膳がお迎へしたあのお客さんたちのバタくさいことといつたらどうだい。おいらは鼻もちがならないぜ。そこへ本膳で、鮎のイなんぞ出してみなよ、またいい氣になつてつけあがらあ。ダンスをするから用意してくれなんていひ出される』

『へへへ、まさかね』

『いや、さうなんだ。この前そんなことがあつたよ。あの女醫者みたいなお客さんがね。憤慨したが、そのサロンに作らされてしまつた。しかも時計は午前二時さ。よ』

『ちえつ、おれはそんな甘ちやんぢやねえよ。森本さんにかゝつちや全くかなはないよ』

『ちや魚田をやるか』

『やりますよ。さういはれりや、やるより仕方がないよ。さもなきや森本さんにこれからずつと一生の間、それをいはれるからね』

いよいよここで魚田を出さにやならないわけがあるのさ。どうだ、これだけいへば判るだらう』

けふのラジオ 9日

朝 ▲五・三〇(城)島卅運動大家虎之助▲六・三〇戰爭と建設、立花次郎▲九・〇〇これからの母親、岩松五良

晝 ▲〇・三〇管絃樂▲一〇〇ピアノ獨奏(レコード)▲四・三〇(城)國史物語(鮮語)琴川寬

夜 ▲七・三〇(城)空征く聖徒(錄音)▲七・五〇ベルリンよりドイツ通信▲八・〇〇前線へ送る夕、吹奏樂海軍々樂隊二、浪花節明人鄭音經三門博▲九・〇〇(朝鮮語)(城)劍力回覽板(八月の巻)〃夏の鍛錬を語る〃徐相天、鄭商熙、崔鎭蔽、毛允淑(城)音律一、本類會相二、吹打三、興民樂

登記公告

京日案内

種別	案内料金(前金)
一號型(三行)	一件一回 金參円參
二號型(五行)	金五円五
三號型(十行)	金拾壹
求職 一號型	金壹円六拾
姓名在記料	每一回 壹円拾錢